

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第 57 条第 1 項に規定する小型機船底びき網漁業打瀬漁業いかなご打瀬網漁業漁業につき、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	打瀬漁業 いかなご打瀬網漁業	別記 1 のとおり	3 月 1 日から 6 月 30 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市大矢野町中に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
小型機船底びき網漁業	打瀬漁業 いかなご打瀬網漁業	別記 1 のとおり	3 月 1 日から 7 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	天草市佐伊津町	1 天草市佐伊津町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
小型機船底びき網漁業	打瀬漁業 いかなご打瀬網漁業	天共第 7 号共同漁業権漁場内	3 月 1 日から 7 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	天草郡苓北町	1 天草郡苓北町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
小型機船底びき網漁業	打瀬漁業 いかなご打瀬網漁業	別記 2 のとおり	2 月 1 日から 7 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	天草市深海町	1 天草市深海町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
小型機船底びき網漁業	打瀬漁業 いかなご打瀬網漁業	別記 3 のとおり	3 月 1 日から 7 月 31 日まで	5 トン未満で許可証に記載されている総トン数	天草市久玉町	1 天草市久玉町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記 1

操業区域

天草有明海

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

ただし、共同漁業権漁場内を除く。

ア 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）湯島南端

イ 天草市五和町亀島北端

ウ アからイを見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わる場所

エ 上天草市松島町（以下、「松島町」という。）高杓島山頂から天草市有明町（以下、「有明町」という。）黒島山頂を見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わる場所

オ 松島町高杓島山頂から有明町黒島山頂を見通した線と有明町大浦恵比須鼻から大矢野町大矢野岳山頂を見通した線との交点

カ 大矢野町湯島東端から松島町高杓島山頂を見通した線と有明町恵比須鼻から大矢野町大矢野岳を見通した線との交点

別記 2

操業区域（深海地先）

次の基点 1、ア、イ、ウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 179 号（天草市深海町（以下、「深海町」という。）と天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）宮野河内との海岸線における漁業権の境界）

ア 基点 1 と河浦町産島南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 10 度 43 分の線と天草市新和町立の鼻から河浦町宮野河内上の島西端を見通した線とが交わる場所

イ 天草市久玉町（以下、「久玉町」という。）と深海町との境界二ツ石から鹿児島県長島行人岳山頂を見通した線と久玉町小松崎から同町赤島北端とを見通した線とが交わる場所

ウ 久玉町と深海町との境界二ツ石

別記3

操業区域

次のア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ア 天草市久玉町（以下、「久玉町」という）勝崎鼻

イ アから天草市下須島小崎の鼻を見通した線上 720 メートルのところ

ウ 天草市戸島崩の鼻と同市法ヶ島南突端を見通した線から崩の鼻を基点として右へ 316 度、1,300 メートルのところ

エ 久玉町早崎の鼻